

様式 2

男女共同参画基本計画に関する施策の評価等について

(分野名) 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶

(施策名) (5) 人身取引への対策の推進

1 主な施策の取組状況及び評価

(人身取引対策行動計画の積極的な推進)

○婦人相談所等において人身取引被害者の保護を実施

(被害者の立場に立った適切な対処の推進)

○人身取引被害者の一時保護委託の実施

○婦人相談所における医療費の確保

医療機関における診察、検査、治療及び診断書の発行等医療に要する費用。ただし、他法他制度が利用できない場合に限る。

○婦人相談所における通訳の確保

○被害者に対する医療の確保を図るため、無料低額診療事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項第 9 号に規定する無料低額診療事業をいう。）を行う施設の積極的活用を図ることが必要。

また、平成 17 年 3 月 8 日に厚生労働省社会・援護局総務課長通知「社会福祉法第 2 条第 3 項に規定する生計困難者のために無料又は低額な料金で診療を行う事業における人身取引被害者等の取扱いについて」を発出。

2 今後の方向性、検討課題等

○婦人相談所等において人身取引被害者の適切な保護が実施されるよう、これまで実施してきた、全国の婦人相談所職員等に対する人身取引に関する研修内容の充実を図るための検討が必要である。

○これまでは、被害者のほとんどが帰国を希望し、保護後は帰国しているが、近年、一時保護期間が長期化している傾向にある。今後、長期保護を必要とする者や帰国を希望しない者に対する保護及び支援体制の整備について、多方面から検討する必要がある。

○今後も引き続き、各施策を実施するとともに、関係機関及び民間団体と連携し、人身取引被害者の適切な保護に努めて参りたい。

○今後の無料低額診療事業のあり方については、平成 20 年 7 月の「医療機関の未収金問題に関する検討会報告書」における指摘や社会経済情勢の変化等を踏まえ、慎重に検討していく。

3 参考データ、関連政策評価等

○婦人相談所等における人身取引被害者の保護

平成 17 年度：117 人 平成 18 年度：36 人 平成 19 年度：36 人

○人身取引被害者の一時保護委託の実施

平成 17 年度：55 人 平成 18 年度：2 人 平成 19 年度：21 人

○全国 263 施設で無料低額診療事業を実施。（平成 18 年度実績）